

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：奈良県（教育委員会・警察除く）

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9% ※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.4%
全職員	76.8% ※2

\*「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、任期付職員、再任用職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員が対象。

\*男性の給与に対する女性の給与の割合の計算方法は以下のとおりとしている。（2(1)(2)も同様。）

女性職員一人当たりの平均年間給与（1年間に支給された給与の総額÷職員数）

男性職員一人当たりの平均年間給与（1年間に支給された給与の総額÷職員数）

給与・・・所得税法第28条における給与所得

職員数・・・各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計/12

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.9%
本庁課長相当職	100.5%
本庁課長補佐相当職	98.6%
本庁係長相当職	97.3%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	96.5%
26～30年	97.3%
21～25年	94.6%
16～20年	87.7%
11～15年	90.3%
6～10年	94.5%
1～5年	92.0%

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

### 【説明欄】

※1：男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因

・相対的に男性の方が高い役職段階にあること。（女性管理職比率18.4%（R4.4.1時点））

・扶養手当について、世帯主となっている男性に多く支給されていること。

（扶養手当の受給者に占める男性の割合89.3%）

・男性の方が時間外勤務時間が多いこと。

（一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額の割合（女性÷男性）82.9%）

※2：任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用職員に占める女性の在職者が多いことから、全職員で比較すると差異は大きくなっている。